空き家の使い道にお悩みの方は必見｜空き家をホテルとして活用する方法について紹介！

「空き家の活用方法が分からない」

「両親から譲り受けた実家の使い道に悩んでいる」

このように空き家についてお悩みの方はいらっしゃるのではないでしょうか。そのような方には空き家をホテルとして活用することがおすすめです。それでは、今回は空き家をホテルとして活用する方法について解説します。

□空き家をホテルとして活用する方法

空き家をホテルとして活用するには何をすれば良いのでしょうか。

まずは、営業許可申請書を提出する前に各自治体へ事前にホテルとして開業することを相談します。相談はホテルとして開業する予定の地域の都道府県の旅館業法担当窓口で行います。

そして、次に営業許可申請書を提出します。営業施設の図面や自治体が条例で定めた書類を提出し、このとき手数料も用意しておきます。提出の際に、施設が構造設備基準を満たしていなかったり、公衆衛生上不適切であったりすると許可されないことがあります。

営業許可申請書の許可が通ったら、保険の施設調査を行います。施設が構造設備基準を満たしているかを確認するために、保健所職員による立ち入り検査を実施します。そして、申請書と施設調査の結果、ホテルとして営業しても大丈夫であると判断されれば営業許可証が交付されます。

□ホテルとして見なされるために満たす必要のある条件

主に以下のような条件を満たすことでホテルであると見なされます。

＊宿泊料を徴収する

宿泊料を徴収していることがホテルと見なされる1つ目の条件です。

ここで言う宿泊料には、宿泊するための料金以外にも寝具賃貸料やクリーニング代、室内清掃料なども含まれます。ただし、食事サービスやテレビの使用料といった宿泊に必ず必要ではないサービスは宿泊料には含まれません。

＊社会性がある

社会性があるとは、人を泊めるという行為が友人や家族を泊めるという範囲が超えているということを意味します。具体的には、インターネットで募った不特定多数の宿泊者を泊めることは社会性があると見なされます。

＊継続反復性がある

継続して宿泊者を募っていることもホテルと見なされるために必要な条件です。例えば、自治体のイベントで年に2、3回しか宿泊施設として利用されないなら、その宿泊施設には継続反復性があるとは言えません。

□まとめ

今回は空き家をホテルとして活用する方法についてご紹介しました。空き家をもっているだけでは、管理費がかかってばかりでお金がもったいないですよね。そのため、ぜひ空き家をホテルと

して活用してみてはいかがでしょうか。